

随意契約理由書

本工事は、大阪府本庁舎本館東面中央部のレリーフを含む外壁及び建具改修を行うもので、工事範囲には、昨年10月に登録された登録有形文化財建造物の象徴ともいえる、正面玄関のレリーフ（浮彫細工の石造壁柱等）の補修・修復工事が含まれることから、文化財の補修修復の実績を有し施工方法等に精通した施工者による工事が必要であり、このため、別に発注される「大阪府本庁舎本館東面外壁その他改修工事（都市整備部発注）」（以下、「別途工事」）とは入札参加資格等の入札条件を異にして行うものです。

本工事及び別途工事は、本庁舎本館東面外壁等を対象としており、来庁者の安全確保、議会の開催、及び執務への影響を最小限に抑えるためには、現場作業の効率化、適正なスケジュール管理、工事の品質確保等に関する協議調整を一体的・総合的に進め、騒音、振動を伴う工事、執務室内の作業、及び仮設足場の設置等を、同時期に行うことが不可欠です。

本工事施工者の選定経過は、令和4年4月14日に電子入札公告を、令和4年6月10日に第167条の2第1項第8号の見積徴収をそれぞれ行いましたが、いずれも施工者の決定に至りませんでした。

令和4年6月8日に契約締結し、工事着手の準備を進めている別途工事と同時期に工事を行うためには、早急に本工事施工者を決定する必要があります。

電子入札及び第167条の2第1項第8号の見積徴収の結果より、本工事を施工できる者が一定数限られると判断でき、競争入札による手続きの煩雑、経費の増加及び契約相手方の決定に要する日時を考慮すると、随意契約を適用する方が有利に本工事の目的を達成できることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により予定価格以下で最も安価な価格を提示した業者と随意契約を行うものです。

なお、見積書を徴収する業者については、本工事に必要な技術力を有していることが判断できる登録文化財建築物の改修工事の実績がある数者に参加意欲調査を行い、参加意思を示した株式会社コンステック大阪支店と株式会社大林ファシリティーズ大阪支店といたします。